諮問日:令和5年6月14日(令和5年度(情)諮問第15号)

答申日:令和5年12月20日(令和5年度(情)答申第30号)

件 名:大津地方裁判所における訴訟中に事務局が権利を侵害してきた事実につい

て意思決定形成過程を示す文書等の不開示判断(特定不能)に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙記載の文書(以下「本件開示申出文書」という。)の開示の申出に対し、 大津地方裁判所長が、開示を求める司法行政文書が特定できないとして不開示 とした判断(以下「原判断」という。)は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱(以下「取扱要綱」という。)記第2に定める開示の申出に対し、大津地方裁判所長が令和5年5月9日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

補正という難癖文書を発出して不開示通知を発している。この手口は情報公開を隠蔽するため。文書特定は通達名を伝達しているにかかわらず、通達を知らない、特定しろとの補正である。補正の悪用は裁判所で経験した裁判体の手口でもある。特定できるにもかかわらず不知として補正を強制する。そして不開示通知をするのである。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 本件開示申出について、開示を求める文書が明らかではなかったことから、 大津地方裁判所は、苦情申出人に対して、令和5年4月5日付け「司法行政文 書開示申出書の補正について」と題する文書(以下「本件補正の求め」とい う。)により、期限までに提出がない場合には、補正されないものとして取り 扱うことを記載した上で、開示を求める司法行政文書を特定するよう補正を求めたが、提出期限である同月19日までに補正書が提出されなかったため、対象文書を特定することができなかった。かかる大津地方裁判所の判断に不合理な点はない。

2 苦情申出人は、通達等を示しているので、開示を求める司法行政文書は特定 できていると主張するが、本件開示申出書中に通達等の記載はない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

① 令和5年6月14日 諮問の受理

② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受

③ 同年11月17日 審議

④ 同年12月15日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長は、本件開示申出の特定に関する経緯として、大津地方裁判所が、本件開示申出書からは開示を求める司法行政文書を特定することができなかったために、苦情申出人に対し、本件補正の求めにより、開示を求める司法行政文書を特定できるような記載をした書面の提出を求めたが、提出期限までに回答がなかったため、開示を求める司法行政文書を特定するに至らなかったことを説明する。本件開示申出書の記載内容及び本件補正の求めの内容を踏まえて検討すれば、最高裁判所事務総長が、本件開示申出につき、不特定を理由に不開示とした原判断に不合理な点はないとした判断は、相当といえる。
- 2 苦情申出人は、特定できるにもかかわらず補正を強制するなどと主張する。 しかしながら、本件開示申出書の記載では、司法行政部門のいかなる事務処理 に関して作成されたいかなる文書の開示を求めるのかが明らかではなく、本件 開示申出文書を特定するためには、これらについて明らかにする必要があった ものと認められ、苦情申出人の上記主張は、理由がない。

その他に苦情申出人が主張する点は、上記結論を左右するものではない。

3 以上のとおり、原判断については、本件開示申出文書について開示を求める司法行政文書を特定できなかったと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開·個人情報保護審查委員会

委	員	長	髙	橋		滋
委		員	門	П	正	人
委			長	戸	雅	子

別紙

情報公開請求

裁判体と司法行政(事務局)は格別していると大津地方裁判所は情報公開に独自な制限をしてきた。その旨の大津地裁事務局総務課からの国民への説明をしてきている。情報公開の経験値から明瞭である。

しかし裁判体のなした裁判に積極的に介在して、裁判に係る執行のいついて地裁 事務局と家裁事務局が裁判体の訴訟に介在してきている。

そこで、裁判体での訴訟中に事務局(司法行政)が国民の一方の側から他方の権利を侵害してきた事実についてその意思決定形成過程を示す文書を開示されたい。司法行政上の常置委員会の文書及び地裁事務局の職務上作成文書を開示されたい。

対象事件は地裁特定年(レ)に係る請求者への被告からの現金封筒の送り付けの違法に係る事案である。地裁事務局 家裁事務局 地裁民事部の連帯的侵害行為である。事務局総務課が積極的に違法隠蔽工作に加担している。総務局長Aは取り扱い責任者であり総務次長課長B、家裁局長C及び次長当事者の総務課長DEのいずれのかの職務上作成した文章の成立過程を示す地裁が保有する文書の公開を要求する、